

【諮問第9号】

犬の登録申請書兼原簿非公開の件

61川公審第17号

昭和62年1月17日

川崎市長 伊藤三郎 殿

川崎市公文書公開審査会

会長 兼子 仁

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

昭和61年8月27日付け61川衛環第164号の10をもって諮問のありました「犬の登録申請書兼原簿非公開の件」について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「犬の登録申請書兼原簿」における請求部分を非公開としたことは、妥当である。

2 非公開とされた公文書

昭和 60 年度分の川崎・大師・田島・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生各保健所の管内に所在地がある犬の所有者の住所、氏名、犬の種類及び毛色、名前を記載した部分の「犬の登録申請書兼原簿」

3 不服申立ての趣旨

財団法人 協会の は、上記の公文書について、昭和 61 年 5 月 29 日付けで川崎市長（以下「市長」という。）に対し閲覧等の請求をしたが、同年 6 月 11 日ないし 12 日付けで市長からそれぞれ請求拒否通知を受けたので、それらの非公開処分の取消しを求めて、同年 8 月 9 日付けでそれぞれ不服申立てをしたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、本件各不服申立てを併合審査することと決定し、審査を進めた結果、不服申立人（以下「申立人」という。）と実施機関たる市長との間における争点に対し、以下のとおり判断する。

(1) 神奈川県動物保護管理条例第 19 条は、飼い犬の存在を門戸その他他人の見やすい場所に標識で掲示すべきことを定めている。これにつき申立人は、「不特定多数の人々に犬を飼っている事実を知らしめるものであり」、犬の飼養事実はプライバシーに当たらないと主張する。それに対して実施機関側は、上記の掲示は「訪問者に対する危害防止を図るための認識票にすぎなく」、犬の所有者の住所・氏名等は、川崎市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号本文にいう「個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報」に当たると主張する。

一般に情報公開条例が、個人生活情報を原則的に非公開と定めることのなかには、各個人の住所・氏名等が一般公開され名簿として広く実社会で利用されることにより、プライバシー侵害が生ずるのを防止するという趣旨が含まれていると解される。

他方、動物保護管理条例に基づく飼い犬の掲示は、それ自体は、飼い主が自覚的に犬の飼養事実を各家の戸口において公表する義務づけにほかならず、犬の飼い主の住所・氏名を名簿化して一般公開することを許容する趣旨までを含むとは解されない。

そして、犬の飼い主の住所・氏名及び飼い犬の種類等は、特定個人の私生活に関す

る情報にほかならないので、本件請求に係る犬の飼い主の住所・氏名等は、川崎市情報公開条例第7条第1項第1号本文により原則的に非公開とされる個人情報に当たると判断される。

- (2) 川崎市情報公開条例第7条第1項第1号ただし書ウによれば、同号本文の個人情報であっても、「法令の規定により行われた……届出……に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」は公開するものとされている。

この点に関し、申立人は、「咬傷事故及びペット公害を皆無にするため、動物の保護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、犬の正しい飼い方及び動物愛護の精神を犬の飼い主に普及啓蒙することが肝要である」旨を主張している。

それに対し実施機関側は、犬の登録、狂犬病予防注射等の施策により狂犬病の発生は防止され、犬の咬傷事故の発生件数も少ないという現状から、犬の登録申請書兼原簿を公開する必要がプライバシー保護を上回るほどの公益性を示しているとは認められないと主張している。

たしかに、いわゆるペット公害を防止するために飼い主の所在を地域社会に公開する必要がある場合を否定できない。しかしながら同時に、今日の情報化社会においては、ペット飼い主の住所・氏名が何人にも一般公開されるときには、その名簿がダイレクトメールや訪問販売に利用されたり、電話帳と結びつけて営業上の勧誘電話に利用されたりすることによるプライバシー侵害のおそれも警戒しなければならない。そこで、ペット飼い主の名簿を公開する「公益上の必要」は、上記の2つの要因を比較考量して判断しなければならない。

動物保護管理条例において「指定動物」として飼養許可制が定められているような、いわゆる危険ペットの所在については、地域社会に公開する必要があると目されよう。それに対し犬については、飼い主のプライバシー保護を制約してその名簿を一般公開するためには、その地域の現状として、咬傷事故等の飼い犬公害が多発しているといった特別な事情の立証が必要であると考えられる。本件においてそのような立証はなされていない。

申立人が主張する、動物愛護精神を犬の飼い主に普及させることの社会的意義は、たしかに大いに認められるが、それは直ちに飼い主名簿の一般公開までを裏づけるとはいえない。

以上のごとく本件個人情報公開請求は、川崎市情報公開条例第7条第1項第1号ただし書に該当すると認めることはできない。

- (3) なお、申立人は、他の自治体において犬の飼い主の住所・氏名が公開されたという

事実を主張する。しかし、そうした事実は、それのみでは上記の判断を左右するに足りない。目下各自治体における情報公開は、当該自治体ごとの情報公開条例の適用として、その地方自治的な判断に基づいて行われるところであるからである。